

月々の利用限度額（居宅サービス）

※自己負担限度額は、利用限度額の原則1割から3割です。（令和3年4月1日現在）

要介護度	利用限度額（1か月）
要支援1	5万0,320円
要支援2	10万5,310円
要介護1	16万7,650円
要介護2	19万7,050円
要介護3	27万0,480円
要介護4	30万9,380円
要介護5	36万2,170円

施設サービス費

施設の体制によって異なります。
介護サービス費の自己負担分のほかに、居住費や食費等がかかります。
施設の種類や所得等によって費用が異なります。

施設入所者やショートステイされる方の食費・居住費について

在宅の方と負担額が等しくなるよう、食費と居住費（室料及び光熱水費等）は介護保険給付対象外となっていますが、利用者の所得に応じて上限が設けられており、申請により、負担限度額が決まります。

※介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、地域密着型介護老人福祉施設が該当します。

食費・居住費の負担限度額について

利用者負担区分	対象者	負担限度額（日額）					
		居住費				食費	
		ユニット型個室	ユニット型個室 多床室	従来型個室	多床室	施設入所	ショートステイ
第1段階	生活保護受給者	820円	490円	490円 (320円)	0円	300円	300円
	高齢福祉年金受給者						
第2段階	市民税非課税世帯 合計所得金額 + 課税年金と非課税年金の収入額 が80万円以下	820円	490円	490円 (420円)	370円	390円	600円
第3段階 (1)	市民税非課税世帯 合計所得金額 + 課税年金と非課税年金の収入額 が80万円超120万円以内	1,310円	1,310円	1,310円 (820円)	370円	650円	1,000円
第3段階 (2)	市民税非課税世帯 合計所得金額 + 課税年金と非課税年金の収入額 が120万円超	1,310円	1,310円	1,310円 (820円)	370円	1,360円	1,300円
第4段階	● 市民税課税世帯 ● 別世帯の配偶者が市民税課税の方 ● 下記の預貯金等の要件を満たさない方	2,006円 程度	1,668円 程度	1,668円 (1,171円) 程度	855円 程度	1,445円程度	

※（）内の金額は、介護老人福祉施設に入所またはショートステイした場合です。

※預貯金等の要件について

第1段階 … 単身：1,000万円以下（夫婦：2,000万円以下） 第3段階(1) … 単身：550万円以下（夫婦：1,550万円以下）
第2段階 … 単身：650万円以下（夫婦：1,650万円以下） 第3段階(2) … 単身：500万円以下（夫婦：1,500万円以下）

※夫婦とは、別世帯の配偶者を含みます。

※第2号被保険者（40～64歳）の預貯金等の要件は単身：1,000万円、夫婦で2,000万円以内です。

※利用者負担第4段階の方は、入所施設事業者との契約で居住費・食費の負担額が決まります。

高額介護サービス費

介護サービスの利用料が過重とならないように、所得区分に応じて利用者負担上限額を設けています。同一世帯で1か月の利用料（食費・居住費・日常生活費等は対象外）が、次の額を超えた場合は、申請により超えた額が払い戻されます。

所得区分	利用者負担上限額（月額）
● 年収約 1,160 万円以上 *	140,100 円
● 年収約 770 万円以上約 1,160 万円未満 *	93,000 円
● 年収約 383 万円以上約 770 万円未満 *	44,400 円
● 一般	44,400 円
● 市民税非課税世帯等	24,600 円
● 公的年金収入額と合計所得金額の合計が 80 万円以下の方	24,600 円(世帯)
● 老齢福祉年金受給者	15,000 円(個人)
● 生活保護の受給者等	15,000 円

※現役並み所得相当

高額医療合算介護サービス費

1年間（毎年8月～7月分）の医療保険と介護保険の自己負担の合計額が、下記の自己負担限度額を超えた場合、その超えた額が支給されます。（ここでいう自己負担の合計額とは、医療保険の高額療養費および介護保険の高額介護サービス費の適用を受けたうえでの自己負担の合計額です。）

高額医療・高額介護合算制度の負担限度額(年額：8月～翌年7月)

所得区分	70 歳以上	70 歳未満の人がいる世帯
年収約 1,160 万円～ 【社保】標準報酬 83 万円以上 【国・後】課税所得 690 万円以上	212 万円	212 万円
年収 770 万円～ 1,160 万円 【社保】標準報酬 53 ～ 79 万円 【国・後】課税所得 380 万円以上	141 万円	141 万円
年収 370 万円～ 770 万円 【社保】標準報酬 28 ～ 50 万円 【国・後】課税所得 145 万円以上	67 万円	67 万円
一般（年収 156 万円～ 370 万円） 【社保】標準報酬 26 万円以下 【国保・後期】課税所得 145 万円未満	56 万円	60 万円
①市民税非課税世帯	31 万円	34 万円
②市民税非課税世帯（所得が一定以下）	19 万円	

※①の世帯で、介護保険サービスの利用者が複数いる場合は、限度額の適用方法が異なります。

● 毎年7月31日時点で加入している医療保険の所得区分が適用されます。

● 支給対象となる方は医療保険の窓口へ申請が必要です。

過疎地等における特別地域加算に係る利用者負担減額サービス

白山ろくにおける訪問サービス（訪問介護、訪問入浴介護、訪問介護相当サービス、訪問看護）を行う事業者は、介護報酬を15%加算することができますが、このサービスを利用した場合、自己負担額は9%に減額されます。

ただし、市民税が本人非課税の方に限ります。なお適用事業者は、本市に届出をした事業者となります。